

令和2(2020)年度とちぎブランド力向上会議出席委員名簿

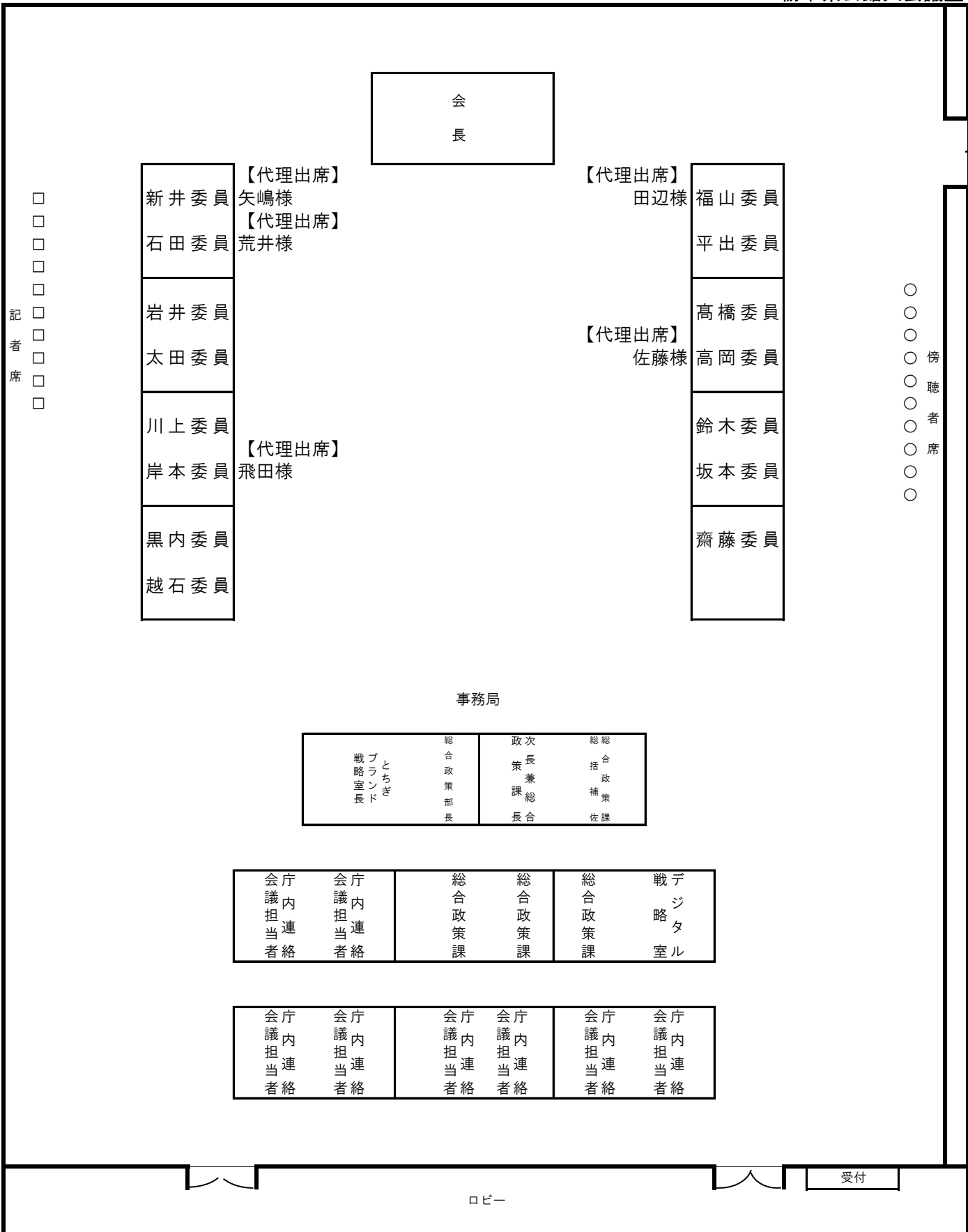
令和2(2020)年11月26日：栃木県公館大会議室

	団体名称等	役職	氏名	出欠
1	白鷗大学	経営学部教授 地域活性化伝道師（内閣府）	青崎 智行	欠
2	公益社団法人栃木県観光物産協会	会長	新井 俊一	代理出席 事務局長 矢嶋 淳
3	栃木県市長会	真岡市長	石坂 真一	欠
4	大学コンソーシアムとちぎ	理事長	石田 朋靖	代理出席 地域連携室室長補佐 荒井 隆
5	特定非営利活動法人 とちぎユーススポーツネットワーク	代表理事	岩井 俊宗	出
6	株式会社オープンイノベーション	統括部長	太田 誠	出
7	栃木県町村会	益子町長	大塚 朋之	欠
8	東武鉄道株式会社	経営企画本部 部長	川上 康明	出
9	JETRO栃木貿易情報センター	所長	川崎 美奈子	欠
10	株式会社下野新聞社	代表取締役社長	岸本 卓也	代理出席 常務取締役 飛田 博通
11	栃木県	副知事	北村 一郎	出
12	株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男	出
13	株式会社フーディストファクトリー51	代表取締役・フードディレクター	越石 直子	出
14	一般社団法人栃木県銀行協会	専務理事	齋藤 隆	出
15	栃木県デザイン協会	会長	坂本 廣樹	出
16	協同組合宇都宮餃子会	理事兼事務局長	鈴木 章弘	出
17	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	営業部長	高岡 裕治	代理出席 営業部販売課副課長 佐藤 美帆
18	栃木県農業協同組合中央会	会長	高橋 武	出
19	一般社団法人栃木県商工会議所連 合会	専務理事	丹羽 章泰	欠
20	公益社団法人栃木県経済同友会	専務理事	平出 孝夫	出
21	観光栃木の魅力を創る女将の会	副会長	廣川 登美子	欠
22	株式会社リクルート ライフスタイル	じゃらんリサーチセンター 地域創造部エリアプロデューサー	福山 佳与子	代理出席 東日本グループマネージャー 田辺 友洋

(以上22名・50音順・敬称略)

令和2（2020）年度第3回とちぎブランド力向上会議席次表

令和2(2020)年11月26日(木) 13:30～15:00
栃木県公館大会議室



会
長

新井委員
石田委員
岩井委員
太田委員
川上委員
岸本委員
黒内委員
越石委員

【代理出席】
矢嶋様
【代理出席】
荒井様
【代理出席】
飛田様

福山委員
平出委員
高橋委員
高岡委員
鈴木委員
坂本委員
齋藤委員

【代理出席】
田辺様
【代理出席】
佐藤様

記者席

傍聴者席

事務局

とちぎ ブランド 戦略室長	総合政策部長	政次長兼課長	総合政策課長
---------------------	--------	--------	--------

会内連絡担当者	会内連絡担当者	総合政策課	総合政策課	総合政策課	戦略室
---------	---------	-------	-------	-------	-----

会内連絡担当者	会内連絡担当者	会内連絡担当者	会内連絡担当者	会内連絡担当者	会内連絡担当者
---------	---------	---------	---------	---------	---------

ロビー

受付

とちぎブランド力向上会議設置要綱

(設置)

第1条 地域間の競争が一層激化する中、観光誘客や企業誘致、県産品の販売、移住の促進など、「すべての分野で選ばれるとちぎ」を創り上げるため、栃木県のブランド力の向上を図るにあたり、専門的見地から意見を聴取するとともに、各分野間の連携、協力等によるオールとちぎでの取組を推進するため、とちぎブランド力向上会議（以下「向上会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 向上会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) とちぎのブランド力の向上に向けた取組方針の検討に関すること。
- (2) とちぎのブランド力の向上に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他とちぎのブランド力の向上に関すること。

(組織)

第3条 向上会議は、委員22名以内をもって組織する。

- 2 向上会議の委員は、市町や、経済・産業・観光・地域づくり・メディア・学術・マーケティング等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 向上会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 向上会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、向上会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第6条 向上会議には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 向上会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、向上会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月16日から施行する。